

鮫川村公共施設 LED 照明設備導入事業仕様書

第1 事業名 鮫川村公共施設 LED 照明設備導入事業

第2 事業の目的

本事業は、二酸化炭素排出量の削減による脱炭素社会の実現と、経費削減による財政負担軽減を目的として、鮫川村（以下「村」という。）が所有する複数の既存施設に設置されている照明器具について、リース（賃貸借）手法を用いて、一括して省エネルギーである高効率の LED 照明に改修するものとする。

第3 事業内容

- 1 現地調査及び設計
- 2 LED 照明器具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借（動産総合保険等を含む）
- 3 LED 照明器具及び設置に必要な付属品一式の取替工事
（既設照明器具の撤去、調達した LED 照明器具の設置及び廃棄物の処分を含む）
- 4 賃貸借期間内の LED 照明器具等の維持管理、保守及び修繕
- 5 賃貸借期間終了後の照明器具等の無償譲渡

第4 対象施設

No.	施設名	住所	グループ
1	鮫川村役場（本庁舎）	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39-5	A
	（旧農業技術指導センター）		
2	保健センター	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 189-1	B
3	村民保養施設 さざり荘	東白川郡鮫川村大字赤坂東野字広畑 199	B
4	鮫川村 図書館	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 64-2	A
5	鮫川村 学校給食センター	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 34	B

第5 契約方式及びリース期間

本事業は、LED 照明器具の取替工事及び維持管理を含めた包括的賃貸借契約とする。

なお、本契約終了後、賃貸借対象物件については村に無償譲渡するものとする。

1 グループ A

令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までの 10 年間（120 か月）

2 グループ B

令和 9 年 9 月 1 日から令和 19 年 8 月 31 日までの 10 年間（120 か月）

第6 提案上限額

リース料金（総額）は、59,200,000 円／120 か月（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

第7 取り替える照明器具の数量及び仕様

別紙「既存照明・提案 LED 照明一覧表（様式第 7）」のとおりとする。

なお、当該一覧表は図面を基にリスト化した公表データであり、施設の現況と必ずしも一致するものではないため、受注者は設置作業に先立ち必ず現地調査を実施し、現況に即した内容に更新すること。

第8 事業実施上の条件

1 調査・設計及び詳細協議

- (1) 優先交渉権者は、自己の責任と費用において、本事業に関して必要な現地調査、設計に関する打合せその他準備行為を行うこと。
- (2) 現地調査に当たっては、各施設と協議のうえ、施設運営に支障が生じないよう十分配慮すること。
- (3) 優先交渉権者は、提案した内容の賃貸借料の根拠となる内訳明細書を改めて提出すること。内訳明細書には、諸経費等を施設ごとに按分し、使用機器ごとの製品代及び工事費の単価内訳を記載すること。
- (4) 詳細協議においては、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、賃貸借契約内容について村と協議を行うものとする。
- (5) 詳細協議時の提出物は、次のとおりとする。
 - ア 賃貸借契約に係る見積書及び施設ごとの内訳書
 - イ 既存照明・提案 LED 照明一覧表（様式第 7）
 - ウ 施工計画書

2 LED 照明器具の取替工事

- (1) 契約後速やかに施工計画（工程表、作業体制、工事安全衛生計画書等）について、村と協議すること。
- (2) 施設をグループ A 及びグループ B に区分し、それぞれのリース開始日までに施工を完了させること。
- (3) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。
- (4) 設置作業に使用する資材は、すべて新品とすること。
- (5) 設置作業にあたっての安全管理については、村及び施設管理者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等の不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- (6) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合には、事前に村及び施設管理者と日程等を調整し、事故やトラブルの発生を防止すること。
- (7) 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、施設管理者の承諾を得ること。
- (8) 取替工事及び検査を含むすべての作業について、村と協議のうえ作業日時を調整すること。
- (9) 現場建物等に損傷を与えることがないよう養生を行い、十分に注意すること。万一損傷した場合には、受注者の責任及び費用負担において補修又は復旧を行うこと。
- (10) 既設の照明器具を撤去し、撤去した器具は関係法令に基づき適切に処分すること。
- (11) 発生材の処理については、すべて施設外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「再生資源の利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令に従い適切に処理すること。
- (12) 照明器具設置後は、使用開始前に照度について校正証のある照度計により照度実測を行い、性能

及び現況を確認すること。

- (13) 設置作業完了後、完成図書（完成図、LED 照明器具一覧、設置機器図面等）を提出すること。
- (14) 作業時間は、原則として施設側の業務等に影響のない日時とする。ただし、各施設管理者の指定する日時がある場合は、その指示に従うこと。
- (15) 施工中も施設として運営することから、事故がないよう安全対策を十分に講じること。
- (16) 施工中に事故が発生した場合は、直ちに村に報告するとともに、速やかに事故発生報告書を提出すること。
- (17) 施工方法や作業期間については、施設利用者及び施設運営への影響を最小限とするよう配慮又は工夫を行うこと。
- (18) 本仕様書に記載のない事項に疑義が生じた場合には、村と協議すること。

3 維持管理・保守

- (1) 照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、LED 照明器具が正常な状態で使用できるよう維持管理を行うこと。
- (2) 賃貸借期間中の照明器具の不点灯、照度低下、原因不明の不具合等については、受注者の責任において交換又は修繕を行うこと。
- (3) 受注者は、照明器具設置後から賃貸借期間終了までの間、保険（動産総合保険等）に加入し、落雷や暴風雨等の災害により機器に不具合が生じた場合は、速やかに修繕又は交換等の処置を行うこと。
- (4) 受注者は、照明器具設置後から賃貸借期間終了までの間の保守管理について、緊急連絡先、担当者名等を記載した書面を村に提出すること。なお、保守管理体制に変更が生じた場合には、速やかに村に届け出ること。
- (5) 不具合等が生じた際に迅速に対応できる体制を確保すること。

4 契約条件

- (1) 契約内容について村と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。
- (2) 契約金額については、提案書等で提示された金額を基に協議により決定する。
- (3) 賃貸借契約に含まれる費用は、次のとおりとする。
 - ア LED 照明器具及び設置に必要な付属品一式の賃借に必要な費用
 - イ 照明器具取替工事に必要な工事費
 - ウ 既存灯具等の処分費用
 - エ 賃貸借に係る金利
 - オ LED 照明器具等の保険に係る費用
 - カ 維持管理に係る費用
- (4) 本事業に係る一切の経費は、賃貸借料に含めるものとする。

5 その他

- (1) 村内に本店又は営業所を置く電気工事業業者の活用に配慮すること。
- (2) 提案に当たっては、省エネ効果（消耗品費削減額、電気使用料金削減額、消費電力量削減量、排出二酸化炭素削減量等）を明らかにすること。
- (3) 使用機器の選定に当たっては、施設用途、器具種類、日常の使用目的及び保全管理を考慮し、村にとって有益性のある提案とすること。

(4) 仕様書に明示されていない事項については、村と協議のうえ実施すること。